

平成 23 年 4 月 20 日

降下物からの放射性ヨウ素の検出について

本日、射水市で採取した降下物（雨・ちり）中の放射性物質を分析したところ、放射性物質のヨウ素 131 が $3.1\text{MBq}/\text{km}^2$ ※ 検出されました。しかしながら、健康に影響を及ぼすものではありません。

富山県では、県民の皆様の安全を守るため、引き続き、継続的に調査を実施します。

なお、この調査は、文部科学省からの依頼を受けて実施しているものです。

※ Bq（ベクレル）：放射性物質がどれだけ放射線を出すかを表す単位。

【調査結果】

調査項目	月日	ヨウ素 131	セシウム 137	採取場所
降下物 (雨・ちり)	<u>4/20 (4/19 採取)</u>	<u>3.1 MBq/km²</u>	<u>検出されず</u>	県環境科学センター (射水市)
	4/19 (4/18 採取)	2.4 MBq/km ²	検出されず	
	4/18 (4/17 採取)	検出されず	検出されず	

[調査機関：県環境科学センター]

今回、検出された値 $3.1\text{MBq}/\text{km}^2$ を人に与える影響度に換算すると、
 0.000089 マイクロシーベルト/日 ($\mu\text{Sv}/\text{日}$) となります。

この値は、仮に一日中屋外に居続けたとしても、胸の X 線集団検診を 1 回受けた場合 ($50\mu\text{Sv}$) の 56 万分の 1 程度の影響度であり、健康に影響を及ぼすものでないレベルです。

なお、本件についてのご相談は裏面の相談窓口で受け付けます。

※ 放射線に関する基礎知識については、(独)放射線医学総合研究所のホームページをご覧ください。<http://www.nirs.go.jp/index.shtml>

以下のとおり、相談等を受け付けております。

- **放射性物質の測定に関すること**
生活環境文化部環境保全課大気保全係
電話：076-444-3145
- **水道水に関すること**
厚生部生活衛生課水道係
電話：076-444-3231
- **食品に関すること**
厚生部生活衛生課食品乳肉係
電話：076-444-3230
- **農作物や畜産物に関すること**
農林水産部農産食品課食品安全係
電話：076-444-8816
- **放射線による健康影響に関すること**
厚生部健康課放射線健康相談担当
電話：076-444-3225

降下物に放射性物質が検出された自治体

《30自治体》

(3月18日～4月18日 採取分まで)



自治体	最大値 (MBq/km ²)	
	ヨウ素 131	セシウム 137
北海道	2.6	2.3
青森県	7.4	検出されず
岩手県	7,800	690
秋田県	31	18
山形県	58,000	4,300
福島県	23,000	790
茨城県	93,000	13,000
栃木県	25,000	505
群馬県	17,000	790
埼玉県	22,000	1,600
千葉県	22,000	2,800
東京都	36,000	5,300
神奈川県	3,100	210
新潟県	67	15
富山県	2.4	検出されず

自治体	最大値 (MBq/km ²)	
	ヨウ素 131	セシウム 137
石川県	6.0	検出されず
福井県	3.1	検出されず
山梨県	4,400	400
長野県	190	検出されず
岐阜県	検出されず	4.7
静岡県	200	72
三重県	30	検出されず
和歌山県	24.8	検出されず
島根県	5.5	検出されず
岡山県	15.8	検出されず
愛媛県	2.3	検出されず
高知県	4.4	2.4
佐賀県	1.8	検出されず
宮崎県	2.5	検出されず
沖縄県	4.8	検出されず

文部科学省調査に基づく

※ 降下物に規制値なし